

研究活動の不正行為防止等に関する管理責任体制について

平成27年3月31日
宮崎県林業技術センター

農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知、平成27年1月21日一部改正）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宮崎県林業技術センターの研究活動の不正行為防止等に関する管理責任体制を下記のとおり定める。

管理責任体制		役割
最高管理責任者	所長	機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者
統括管理責任者	副所長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する指導責任と権限をもつ者
コンプライアンス推進責任者	管理研修課長	統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、不正等の未然防止、業務の適正化及び効率化に関して、実務上の責任と権限を持つ者
コンプライアンス推進副責任者	各部長	コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、それぞれの部を統括する実務上の責任と権限を持つ者

【研究活動に関する不正行為の相談及び告発の受付窓口】

受付窓口	住所	受付窓口
林業技術センター 管理研修課	〒883-1101 東臼杵郡美郷町西郷田代 1561-1	[電話]0982-66-2888 [FAX]0982-66-2200 [電子メール] ringyogijutsu-c@pref. miyazaki. lg. jp

【受付の範囲】

林業技術センターが実施する公的研究費による研究における不正行為に関する告発

【告発の取扱】

告発は、原則顕名により行われ、研究者又はグループ名、特定不正行為の内容、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付ける。

なお、調査にあたって告発者に協力を求める場合がある。（告発者の個人情報や告発内容については、取扱いに十分注意することとする。）